

令和6年能登半島地震に関する義援金等について

令和6年2月6日

令和6年1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震の発生を受け、日本政府として義援金を受け入れます。

つきましては、ご支援いただける外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等の皆さまにおかれましては、以下の方法をご確認ください。

1. 在サイパン領事事務所による義援金受け入れ

(1) 義援金の受け入れ方法

【現金、小切手で寄附して頂く場合】

当事務所にお持ちください。

小切手の場合

宛先：「Consular Office of Japan」

メモ欄：「Earthquake Relief Fund」等

【口座振込で寄附して頂く場合】

銀行名：First Hawaiian Bank

支店名：Oleai Branch

支店住所：Oleai Center, Beach Road, Chalan Lualau Saipan, MP 96950, U.S.A.

郵便宛先：P.O.Box 500625, Saipan, MP 96950, U.S.A.

口座名：NOTO PENINSULA RELIEF FUND

口座番号：12703244

(2) 受領証を希望される場合は窓口にてお申し付けください。なお、小切手で寄附して頂く場合は、入金確認後に受領証を発行することが出来ます。

(注) 当事務所で受け付けた義援金は、後日、日本政府宛に送金します。なお、御希望がございましたら日本赤十字社宛に送金しますので、当事務所まで御連絡ください。なお、当事務所から日本赤十字社宛に送金したものは、「義援金」として取り扱われます(下記2(1)を御参照ください)。

2. 日本赤十字社による海外救援金受け入れ

日本赤十字社は、海外の赤十字・赤新月社、政府、個人等からの自発的な寄付の申し入れについて、海外救援金として受け入れることとし、当該口座を以下のとおり開設しております。

【口座情報】

Bank Name : SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

Branch Name : GINZA BRANCH

Account Number : 026-8727273

SWIFT Code : SMBCJPJT

Bank Address : 6-10-1, Ginza, Chuo-ku, Tokyo, 104-0061, JAPAN

Beneficiary Name : Japanese Red Cross Society

Beneficiary Address : 1-1-3, Shiba Daimon, Minato-ku, Tokyo, Japan

Telephone : +81-3-3438-1311

【日本赤十字社へ送金する場合の注意点】

(1) 本震災に対する提供資金は、日本赤十字社において、原則として「義援金」ではなく、海外からの「救援金」として活用されます。ただし、寄付者が「救援金」ではなく「義援金」としての活用を望まれる場合には、上記の口座にて同様に入金を受け付けますが、送金後に日本赤十字社宛（メールアドレス：donation@jrc.or.jp）に、①「義援金として送金した」旨、②送金者名、③金額、④送金日、⑤送金元銀行名を通知することが必要となります。

なお、日本赤十字社における「義援金」と「救援金」の定義は以下のとおりです。

「義援金」

日本赤十字社より被災した自治体の義援金分配委員会等に送付され、右委員会などを通じて被災者等に義援金として支払われるもの。

「救援金」

本震災の日本赤十字社の救援活動のために使用されるもの。

(2) 日本赤十字社は、救援金、義援金のいずれについても、原則として受領証の発給を行わないこととしています。受領証を希望される場合は、送金後に日本赤十字社宛（メールアドレス：donation@jrc.or.jp）に、①「受領証が必要」な旨、②送金者名、③金額、④送金日、⑤送金元銀行名を通知することが必要となります。

3. 被災地の各地方公共団体による義援金受け入れ口座

被災地の地方公共団体においても、義援金受け入れ口座を開設しておりますので、下記HPを御確認ください。

○ [令和6年能登半島地震に係る災害義援金の受付について（石川県ホームページ）](#)